一般社団法人日本外科学会外科専門医制度の外科専門医に関する施行規定

第１章　総則

第１条　一般社団法人日本外科学会（以下，本会と略記）外科専門医制度における外科専門医の認定及び認定登録医の登録に関する業務は，本会外科専門医制度規則（以下，規則と略記）に定められたことのほかは，この規定によって行う．

第２条　前条の業務を実施するため，全国を次の７地区に区分する．

1）　北海道地区（北海道）
2）　東北地区（青森，岩手，宮城，秋田，山形及び福島の各県）
3）　関東地区（東京，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，新潟及び山梨の各都県）
4）　中部地区（富山，石川，福井，長野，岐阜，静岡，愛知及び三重の各県）
5）　近畿地区（京都，大阪，滋賀，兵庫，奈良及び和歌山の各府県）
6）　中国・四国地区（島根，鳥取，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛及び高知の各県）
7）　九州地区（福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島及び沖縄の各県）

第２章　予備試験

第３条　予備試験は，申請時において，修練開始登録を申請した日から満４年以上を経過した後でなければ，受験することができない．

2　予備試験受験者は，修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け，次の各号の予備試験受験申請書類を，予備試験を受けようとする年の６月10日午後５時までに必ず到着するよう，予備試験委員会に提出しなければならない．

1）　受験願書
2）　履歴書

3　予備試験委員会は，前項の予備試験受験申請書類を受理したときは，前項の指導責任者に対して，その予備試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確認する．

4　予備試験委員会は，前項の許可を確認したときは，その予備試験受験者に対して，本条第２項の指導責任者が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知する．

5　予備試験受験者は，前項の通知を受けたときは，予備試験委員会が定めた期日までに，予備試験受験料として10,000円を納付し，かつ，本条第２項の指導責任者が受験者本人であることを押印によって承認した顔写真を予備試験委員会に提出しなければならない．

6　予備試験委員会は，毎年１回，受験申請書類及び筆記試験によって審査を行い，外科診療に必要とされる基礎的知識を臨床に応用することができ，かつ，外科診療に必要とされる検査，処置及び麻酔の手技を臨床に応用することができると判定された者を，予備試験の合格者として決定する．

7　理事長は，理事会の決議を経て，予備試験委員会が予備試験の合格者として決定した者に対して，予備試験合格証を交付する．

8　予備試験合格証は，終身にわたって有効とする．ただし，予備試験の合格者である会員が本会定款第８条第２項の規定によって退会し，又は同第９条の規定によって除名となり，若しくは同第10条の規定によって会員の資格を喪失したときは，予備試験合格証の有効期間は，それぞれ，退会した日，又は除名となった日，若しくは会員の資格を喪失した日に終わる．

9　前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は，本条第２項から第５項の手続きを経て，改めて予備試験を受験することを妨げない．

第４条　予備試験委員会の委員長（以下，予備試験委員長と略記）及び副委員長は，認定委員会の委員長及び副委員長をもって充てる．

第５条　予備試験委員会は，毎年，合議によって，次の年度の予備試験の開催地及び試験場その他の要項を決定し，機関誌及び会告によって会員に公告する．

第６条　予備試験委員会は，第３条第２項の期日までに提出された予備試験受験申請書類について，不備のないことを確認する．

2　予備試験委員会は，前項の予備試験受験申請書類を，受理した日から１年間，日本外科学会事務所（以下，事務所と略記）に保管する．

第７条　予備試験委員会は，その年度の予備試験の受験者について，予備試験受験申請書類及び筆記試験によって審査を行う．

2　予備試験は，毎年８月，第４日曜日に実施する．ただし，やむを得ない理由があるときは，予備試験委員会の議決により，予備試験の期日を変更し，又は追加することを妨げない．

3　予備試験の筆記試験の試験問題は，試験問題検討委員会及び試験問題検討小委員会が作成し，専門医認定委員会が承認したものとする．

第８条　予備試験の業務は，予備試験受験申請が行われた年度内に完了しなければならない．

第９条　予備試験委員会は，公開しない．

2　前項の規定にかかわらず，予備試験の受験者から請求があった場合は，予備試験の筆記試験の採点結果の一部を開示することができる．

第３章　専門医の審査と認定

第10条　初回認定申請者は，修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け，審査を受けようとする年の６月10日の午後５時までに必ず到着するよう，次の各号の申請書類（以下，初回認定申請書類と略記）を認定委員会に提出しなければならない．

1）　初回認定申請書
2）　履歴書（修練開始登録年月日を含む）
3）　医師免許証（写）
4）　指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
5）　予備試験合格証（写）
6）　診療経験一覧表及び業績目録

2　認定委員会は，前項の初回認定申請書類を受理したときは，前項第４号の指導責任者に対して，その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する．

3　認定委員会は，前項の許可を確認したときは，その初回認定申請者に対して，本条第１項第４号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する．

4　初回認定申請者は，前項の通知を受けたときは，認定委員会が定めた期日までに，初回申請手数料として20,000円を納付し，かつ，本条第１項第４号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない．

第11条　初回認定申請者は，申請時において，次の各号の修練の実績を有していなければならない．

1）　診療経験

修練開始登録を申請した後に，本号に定めるすべての手術例数を含み，かつ，別に定める350例以上の手術に従事し，そのうち術者として120例以上の手術を行っていること．ただし，専門医制度委員会が定めた講習受講単位をもって，手術例数に読み替えることができる．

イ）消化管及び腹部内臓	50例
ロ）乳腺	10例
ハ）呼吸器	10例
ニ）心臓及び大血管	10例
ホ）頭蓋内血管を除く末梢血管	10例
ヘ）頭頸部及び体表並びに内分泌外科	10例
ト）小児外科	10例
チ）外傷	10例
リ）腹腔鏡及び胸腔鏡を含む内視鏡手術	10例

2）　業績

修練開始登録を申請した後に，筆頭者として，学術集会又は学術刊行物に研究発表又は論文発表をしていること．ただし，本号に定める業績は，すべて認定委員会の審査によって，適当と認められた学術集会又は学術刊行物に発表されたものでなければならない．

2　前項第１号の診療経験を証明するため，平成22年12月31日付の手術までは，手術経験と対応する病歴抄録を作成しなければならず，平成23年１月１日付の手術からは，一般社団法人National Clinical Database（以下，NCDと略記）のデータベースに，NCDの診療科長又はデータ責任者の承認を経て，登録されていなければならない．

第12条　初回認定申請者の指導責任者は，認定委員会の要請を受けたときは，初回認定申請者についての意見書を，認定委員会に提出しなければならない．

第４章　専門医の更新の審査と認定

第13条　更新認定申請者は，審査を受けようとする年の８月31日の午後５時までに必ず到着するよう，次の各号の申請書類（以下，更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し，認定委員会が定めた期日までに，更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない．

1）　更新認定申請書

2） 履歴書
3） 医師免許証（写）
4） 専門医認定証（写）
5） 別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
6） 診療経験一覧表

第14条 更新認定申請者は，申請時において，次の各号の診療経験及び研修実績を有していなければならない．

1） 診療経験
過去５年の間に，100例以上の手術に従事していること．

2） 研修実績
過去５年の間に，本会定期学術集会に，1回以上，出席したことを必須とし，かつ，以下に掲げるものに出席し，合計して30単位以上の研修実績を有していること．ただし，本号に定める単位は，各々の１回の出席について所定の単位を算定するものとし，かつ，すべて参加証（写）又は証明書によって出席したことを証明できるものでなければならない．

イ）本会定期学術集会 10単位
ロ）本会卒後教育セミナー 10単位
ハ）本会生涯教育セミナー 5単位
ニ）本会臨床研究セミナー 5単位
ホ）本会定期学術集会で指定する特別企画 3単位
ヘ）日本臨床外科学会 5単位
ト）日本消化器外科学会 5単位
チ）日本胸部外科学会 5単位
リ）日本小児外科学会 5単位
ヌ）日本心臓血管外科学会 5単位
ル）日本呼吸器外科学会 5単位
ヲ）日本血管外科学会 5単位
ワ）日本内分泌外科学会 5単位
カ）日本乳癌学会 5単位
ヨ）日本甲状腺外科学会 5単位
タ）日本医学会 5単位
レ）本号ヘからタまでに掲げた学会の生涯研修等の教育行事 5単位
ソ）本号レ以外で日本専門医機構の認定を受けて学会及び医師会等が開催する専門医共通講習及び外科領域講習 3単位
ツ）日本専門医機構の認定を受けて医療機関等が開催する専門医共通講習及び外科領域講習 1単位

2 前項第１号の診療経験を証明するため，平成23年１月１日付の手術からは，NCD のデータベースに，NCD の診療科長又はデータ責任者の承認を経て，登録されていなければならない．

3 本条第１項の規定にかかわらず，天災その他やむを得ない理由のため，更新認定申請者が前項第２号の研修単位の一部又は全部を証明できないときは，天災については公的機関の発行した被災証明書又はこれに準ずる証書（以下，証書と略記），その他については証明できない理由の説明書（以下，説明書と略記）を添付した更新認定申請書類を提出することができる．

4 認定委員会は，証書又は説明書を添付した更新認定申請書類を受理したときは，証書又は説明書について審査し，証書又は説明書の理由を正当と認めたときに限って，専門医として認定することができる．

5 本条第１項に規定された診療経験及び研修実績は，申請時から遡って５年前の２月１日以降に従事した手術及び開催された学術集会等から算定することができる．

第15条 前２条の規定にかかわらず，関連外科専門医の資格を有する更新認定申請者は，審査を受けようとする年の８月31日の午後５時までに必ず到着するよう，関連外科専門医の認定証（写）を認定委員会に提出することにより，専門医認定証の有効期間と，関連外科専門医の有効期間が同一の場合は，更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛することができ，専門医認定証の有効期間と，関連外科専門医の有効期間が異なる場合は，専門医認定証の有効期間を，関連外科専門医の認定証の有効期間まで延長することができる．

2 前項の規定により，更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛した更新認定申請者は，関連外科専門医を更新した場合は，直ちに認定委員会に報告しなければならず，関連外科専門医を更新しなかった場合は，認定委員会が定めた期日までに，第13条の更新認定申請書類を認定委員会に提出し，更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない．前条各号の規定は，この場合に準用する．

3 認定委員会は，前項の規定により，更新認定申請書類の提出及び更新申請手数料の納付を割愛した更新認定申請者から，関連外科専門医の更新の報告を

受けたときは，専門医として認定することができる．

第16条　特例更新認定申請者は，審査を受けようとする年の８月31日の午後５時までに必ず到着するよう，次の各号の申請書類（以下，特例更新認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し，認定委員会が定めた期日までに，特例更新申請手数料として10,000円を納付しなければならない．

1）　特例更新認定申請書
2）　履歴書
3）　別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録
4）　診療経験一覧表

第17条　特例更新認定申請者は，申請時において，過去５年の間に，第14条第１項第２号に定める研修実績を有していなければならない．第14条第３項から第５項の規定は，この場合に準用し，これらの条文中「特例更新認定申請者」と読み替えるものとする．

第５章　認定登録医から外科専門医への移行の審査と認定

第18条　移行認定申請者は，審査を受けようとする年の８月31日の午後５時までに必ず到着するよう，次の各号の申請書類（以下，移行認定申請書類と略記）を認定委員会に提出し，認定委員会が定めた期日までに，移行申請手数料として10,000円を納付しなければならない．

1）　移行認定申請書
2）　履歴書
3）　診療実績一覧表

2　移行認定申請者は，申請時において，第14条第１項第１号の診療経験を有していなければならない．

第６章　認定登録医の更新の審査と認定

第19条　更新登録申請者は，審査を受けようとする年の８月31日の午後５時までに到着するよう，次の各号の申請書類（以下，更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し，認定委員会が定めた期日までに，更新登録申請手数料として10,000円を納付しなければならない．

1）　更新登録申請書
2）　履歴書
3）　別に定める研修実績証明書類（写）及び研修実績目録

第20条　更新登録申請者は，申請時において，過去５年の間に，第14条第１項第２号に定める研修実績を有していなければならない．第14条第３項から第５項の規定は，この場合に準用し，これらの条文中「更新認定申請者」とあるのは「更新登録申請者」と読み替えるものとする．

第７章　認定委員会

第21条　理事長は，理事会の決議を経て，認定委員会を組織する委員（以下，認定委員と略記）を，本会代議員（以下，代議員と略記）の中から選任する．

2　理事長は，理事会の決議を経て，認定委員会の業務を補佐する委員（以下，認定実行委員と略記）を，専門医の中から選任する．

第22条　認定委員の任期は２年とする．ただし，再任を妨げない．

2　認定実行委員の任期は１年とする．ただし，再任を妨げない．

第23条　認定委員会の委員長及び副委員長は，理事会の決議を経て，理事長が委嘱する．

第24条　認定委員に欠員を生じたときは，理事長は，理事会の決議を経て，認定委員を補充することができる．

2　認定実行委員に欠員を生じたときは，理事長は，理事会の決議を経て，認定実行委員を補充することができる．

3　補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は，前任者の残任期間とする．

第25条　予備試験委員は，認定委員をもって充て，予備試験実行委員は，認定実行委員をもって充てる．第21条から前条までの規定は，この場合に準用し，これらの条文中「認定委員会」とあるのは「予備試験委員会」，「認定委員」とあるのは「予備試験委員」，「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と，それぞれ読み替えるものとする．

第26条　認定委員及び認定実行委員の定数は，理事会の決議を経て，理事長が決定する．

第27条　認定委員会は，毎年，合議によって，次の年度の専門医の認定及び認定登録医の登録の業務に関する要綱を決定し，機関誌及び会告によって会員に公告する．

第28条　認定委員会は，第10条，第13条，第15条，第16条，第18条及び第19条に定める申請期日までに提出された初回認定申請書類，更新認定申請書類，

特例更新認定申請書類，移行認定申請書類及び更新登録申請書類について，不備のないことを確認する．

2　認定委員会は，初回認定申請書類，更新認定申請書類，特例更新認定申請書類，移行認定申請書類及び更新登録申請書類を，事務所に，受理した日から１年間，保管する．

3　認定委員会は，保管した初回認定申請書類を，試験委員の審査に供する．

4　認定委員会は，初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医のうち，認定委員会が必要と認めた場合，現地調査を行うものとし，当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない．

5　認定委員会は，前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医に対して，専門医の申請又は認定を取り消すことができる．本項は規則第13条を準用する．

6　規則第11条第４項によって専門医として認定されなかった者は，その日から３年間，専門医の認定を申請することができない．

第29条　認定委員会委員長（以下，認定委員長と略記）は，認定委員会の決議を経て，その年度の審査を行うために必要な試験委員の数を決定する．

2　認定委員長は，認定委員会の決議を経て，試験委員を選任する．

3　試験委員の任期は１年とする．ただし，再任を妨げない．

4　試験委員に欠員を生じたときは，認定委員長は，認定委員会の決議を経て，試験委員を補充することができる．

5　補充によって選任された試験委員の任期は，前任者の残任期間とする．

第30条　認定委員長は，審査期間の間，試験本部を設置し，試験業務を統括し，試験を円滑に実施するとともに，試験場の設営及び初回認定申請書類の管理を行う．

第31条　認定委員会副委員長は，認定委員長を補佐し，認定委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する．

第32条　試験委員は，初回認定申請者について，申請書類及び面接試験によって審査を行う．

第33条　認定委員会は，試験委員会の審査を経た初回認定申請者について審査を行う．

2　認定委員会は，更新認定申請者，特例更新認定申請者，移行認定申請者及び更新登録申請者について審査を行う．

3　認定試験は，毎年11月，第１日曜日に実施する．ただし，やむを得ない理由があるときは，認定委員会の決議により，認定試験の期日を変更し，又は追加することを妨げない．

4　専門医の認定及び認定登録医の登録の業務は，申請が行われた年の年度内に完了しなければならない．

第34条　認定委員会は，公開しない．

第35条　認定委員会は，認定委員長が招集する．ただし，委員現在数の３分の１以上から会議に付議すべき事項を示して認定委員会の開催を請求されたときは，認定委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない．

第36条　認定委員会は，認定委員現在数の過半数が出席しなければ，開会することができない．

第37条　認定委員会の議事は，出席した認定委員の過半数の同意をもって決し，可否同数のときは，認定委員長の決するところによる．

第38条　やむを得ない理由のために認定委員会に出席できない認定委員は，あらかじめ通知された事項について，文書をもって表決し，又は他の認定委員を代理人として表決を委任することができる．この場合において，前２条の適用については，出席したものとみなす．

第８章　認定料及び登録料等

第39条　規則第11条第２項によって専門医として認定された者の認定料は，40,000円とする．

2　規則第11条第３項によって専門医として認定された者の認定料は，10,000円とする．

3　規則第15条及び第17条によって認定登録医として登録された者の登録料は，10,000円とする．

第40条　氏名変更又は天災並びに毀損その他やむを得ない理由のため，予備試験合格証，専門医認定証，認定登録医登録証又は認定医認定証の再交付を求めるときは，氏名変更については公的機関の発行した証明書，天災については公的機関の発行した被災証明書又は証書，毀損についてはその予備試験合格証，専門医認定証，認定登録医登録証又は認定医認定証，その他については再交付を申請する理由の説明書を添付して申請することができる．

2　理事長は，前項による申請を受理したときは，理

由を正当と認めたときに限って，予備試験合格証，専門医認定証，認定登録医登録証，又は認定医認定証を再交付する．

3　前項の規定によって予備試験合格証，専門医認定証，認定登録医登録証，又は認定医認定証が再交付されたときは，直ちに再交付手数料として10,000円を納付しなければならない．

4　予備試験の合格，専門医の認定，認定登録医の登録，及び認定医の認定を証明する証明書の発行又は規則第12条第４項による延長通知書の再発行並びに規則第12条第５項による英文の専門医認定証の交付を求めるときは，証明書発行手数料として１部あたり500円を納付しなければならない．

5　既納の再交付手数料及び証明書発行手数料は，いかなる理由があっても返還しない．

第９章　期日の特例

第41条　規則及びこの規定に規定された期日が土曜日，日曜日又は祝日であるときは，次の月曜日と読み替えるものとする．

第10章　規定の変更と疑義の処理

第42条　この規定は，専門医制度委員会及び理事会の決議によって変更することができる．

第43条　この規定の施行について疑義を生じたときは，専門医制度委員会及び理事会の決議によって決する．

第44条　この規定に定める申請手続き及び申請書類の提出については，インターネットを介するものを含むこととする．

第45条　本会は，令和８年１月31日をもって，予備試験の業務を終えて，第３条から第９条及び第25条を廃止する．

2　本会は，令和９年１月31日をもって，専門医の初回認定を終えて，第10条から第12条，第28条第３項，第29条から第30条，第32条から第33条及び第39条第１項を廃止する．

附　則

1　この規則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第１項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する．

2　この規則は，平成25年２月１日から変更する．

3　この規則は，平成25年４月10日から変更する．

4　この規則は，平成26年４月２日から変更する．

5　この規則は，平成28年４月13日から変更する．

6　この規則は，平成29年４月26日から変更する．

7　この規則は，平成30年４月４日から変更する．

8　この規則は，令和６年４月17日から変更する．

9　この規則は，令和７年４月９日から変更する．